明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕
○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（消防庁一九）　一
○型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができる製造工程における検査の信頼性が確保されているものを定める件（同一〇）　一一
〔公告〕
諸事項
裁判所
失踪、破産、免責関係　一三
特殊法人等
独立行政法人労働政策研究・研修機構平成二十四事業年度決算、独立行政法人国立環境研究所平成二十四年度財務諸表、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二五
会社その他　二〇
会社決算公告　二一

## 告示

### ○消防庁告示第十九号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二及び第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十六日

消防庁長官　大石　利雄

別表第六1(1)イ(イ)を次のように改める。

(ｲ) 容器弁

a　外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b　安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあっては当該点検後速やかに、その他のもののうち、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあっては設置後または容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあっては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に次の事項について実施すること。この場合において、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあっては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあっては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあっては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a)　外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b)　構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c)　耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d)　気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e)　表示

適正であること。

別表第六1(1)イ中(ｳ)を(ｴ)とし、(ｲ)の次に次のように加える。

(ｳ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a　外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b　安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあっては当該点検後速やかに、その他のもののうち、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあっては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあっては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に次の事項について実施すること。この場合において、二酸化炭素を消火剤